

Q & A

中小企業生産性向上促進事業費補助金 (IoT 導入トライアル事業)

○補助対象者について

Q 社会福祉法人は補助対象者になるか。

→ 本事業の補助対象者は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業である。社会福祉法人は中小企業法上の「会社」に該当しないため、補助対象外となる。

Q 業種に制限はあるか。

→ 上記のとおり、中小企業基本法第2条に規定する中小企業であれば業種は問わない。なお、「募集要領」に記載のとおり、製造業とその他（農業、観光など）でそれぞれの採択件数の目安を設定している。

Q 観光・農業分野で複数の事業者がまとめて申請することが可能か。

→ トライアル事業については、補助限度額が少額のため個々の事業者での申請を想定しているが、モデル事業については、例えば地域の複数の農家のグループとして申請することも可能とする。なお、その場合には、申請書に代表者を明示するとともに、グループのメンバーが分かる資料を添付していただきたい。

○補助対象経費について

Q 補助対象経費の電子計算機と補助対象外経費の汎用性があるパソコンとの違いは。

→ 補助対象となるのは、専らIoT機器等からデータ取得に使用する専用機であることが必要。

Q 委託費（導入に係るコンサルタント）のみでの申請は可能か。

→ 新たにIoT機器を導入することを前提としているため、委託費のみの申請は想定していない。（機械装置・器具等購入費のみの申請はあり得る）

Q システム等の開発コストは補助対象経費ではないのか。

→ 補助事業者は製造業者や農家などを想定しており、IT事業者等の開発コストは購入する機械装置やソフトウェアの価格に含まれるものとする。

○事業区分について

Q トライアル事業とモデル事業の違いは何か。補助金の額と審査会の有無以外にあるか。

→ トライアル事業は、簡易なIoTの導入により「課題の見える化」を図る取り組みであるが、モデル事業は、IoT導入により生産性の向上を図り成功事例として他の中小企業への波及効果が期待できる取り組み。なお、事業区分に応じて交付申請書の様式も異なる。

○トライアル事業の採択について。

Q トライアル事業は申請書の内容の優劣ではなく、先着順に採択されるということか。

→ 申請書の内容に大きな不備があるなどで受理できない場合を除き、先着順に採択する。

○その他

Q 他の補助金との併用はできるのか。

→ 併用は不可とする。